

2023年 8月 21日

福岡労働局
局長 小野寺 徳子 殿

平和・労働・人権
北九州共闘センター
議長 竹内 俊一

異議申出書

さる8月10日、福岡地方最低賃金審議会は中央最低賃金審議会の目安より1円プラスして「41円」引き上げて時間額941円とする答申を行いました。しかし、以下に挙げる理由で、今回の答申は著しく不相当であり、あらためて審議のやり直しによる改定額の変更を求めます。

まず、時間額941円という額は、最低生計費調査から算出された1500円をはるかに下回るものであり、8月18日に出揃った各都道府県の答申の加重平均1004円からも大きく下回るものです。これでは今日の物価上昇に対応できるものではなく、さらに労働者を生活苦に追い込むものといわざるを得ません。

そもそも、福岡県含めた九州全体の最低賃金が低く抑えられているなかで、物価上昇は23カ月連続上昇（消費者物価指数7月分公表時点）し、実質賃金も14カ月連続して前年同月を下回っています。さらに、帝国データバンクが食品主要195社を対象におこなった調査では、年内の値上げは予定を含め35000品目近くになるとしており、さっそく10月では4262品目が値上げ予定となっています。物価上昇が収まる気配がないなかで、今回答申の時間額がはたして憲法のいう「健康で文化的な最低限度の生活」をもたらすことになるのでしょうか。甚だ疑問といわざるを得ません。

今回の目安額が提示される前に、いわゆる4つのランク区分が3つに見直されました。このランク区分見直しは、最低賃金におけるいわゆる「地域間格差の解消」の一環であったことは岸田首相や加藤厚労大臣の発言を見ても明らかです。マスコミもそのように報じていました。しかし、今回の地域最賃の答申を受けて、地域間格差は1円拡大して220円となりました。

最低賃金改定時における期待の一つは、労働力の確保・流出防止のために、地域間格差がどの程度縮小するかということでした。一挙に、とまではいかななくても、最低賃金全国一律への視点を持ち、一定の期間において段階的に実現するプランを持つべきと私たちは考えています。今回の答申は基本的に地域間格差を解消するものではなく、格差解消の道筋も見えず、とうてい受け入れることはできません。

地方最低賃金審議会においては、全国40カ所で専門部会が公開されており、意見陳述についても例えば隣県の山口県では全労連系、全労協系にも、それぞれ1名ずつの意見陳述が行われています。

しかし、福岡県においては、意見書提出は公示されるものの意見陳述の機会はなく、いつもあらかじめ決められた団体の代表、あるいは階層の代表者のみの意見聴取です。さらに専門部会については、公開はおろか、8月17日（あるいは18日かもしれないが）まで開催日時や議題すらホームページ上で公表されず、18日現在でも議事要旨もなく非常に簡潔な議題のみです。一体、いつ、どこで、何が、

どんなふうにも議論されてきたかも、まったくわかりません。これでは、ブラックボックス化していると言われても仕方がない状況です。

本来、諮問を受けた審議会は、多様な意見を受けて議論を深めるべきで、その意見聴取の機会も公平であるべきです。また、専門部会も含めてすべての審議会は公開にして検証されるべきです。しかし福岡の現状は専門部会がほとんど閉ざされたままで、得るべき情報も得られません。この異議申出書の作成にあたっては、出された答申などしか判断材料はなく、十分な情報がありません。

最近の新聞報道などでは、専門部会の公開の程度が部分的ではあるけれども、公開したところが昨年比で倍増し 40 道県にのぼったとのこと。このように公開が趨勢となっているも、福岡をはじめ 7 都府県が依然として非公開に固執しているのは異常という他はありません。

専門部会の公開や、多様な意見を聴取することによる「懸念」はあるかもしれませんが、それはほとんど取り越し苦労に終わることを 15 年前に公開に踏み切った鳥取県が実証済みです。

福岡地方最低賃金審議会の公正、公平、そしてより民主的な運営を心より願います。

最後に、最低賃金の再改定についてです。物価上昇の幅が幾分低くなりつつありますが、収まる気配はありません。8 月に入っても庶民の生活は依然として厳しく、中小企業の物価高倒産も増加しているようです。今日の物価高の基本的な原因は、金融の異次元緩和による円安、ウクライナ戦争による資源高によるものですが、大幅な政策の変更がない限り、あるいは国際情勢の大きな変化がない限り、今後の物価高は避けられないのではないのでしょうか。その場合、セーフティーネットの重要な一つである最低賃金は、物価上昇や労働者の生活実態に応じて対処すべきで、必要があれば、年度内における再改定は行われるものとして、明確に位置付けていただきたいと思います。

以上を要約して、下記の通り異議を申し出いたします。

記

- 1、本年の福岡県最低賃金を時間額 941 円とすることについて不服であることを表明し、少なくとも時間額 1000 円以上とすることを求めます。
- 2、地域間格差をなくすため、全国一律 1500 円の実現を求めます。中央最低賃金審議会に対して「全国一律最低賃金」の本格的検討を付帯決議に追加することを求めます。
- 3、専門部会の非公開をただちにやめて、公開とすること。また、意見聴取はあらかじめ決められたところだけにするのではなく、意見書を提出しているところからも意見陳述をさせ、幅広く意見聴取をすることを求めます。
- 4、物価上昇などに応じた最低賃金にするために、必要に応じて年度内における最低賃金再改定を行うことを求めます。

以上